PRESS RELEASE　一関市



令和８年 10 月 26 日

午後２時

パートナーシップ宣誓制度の対象者を拡大します

一関市パートナーシップ宣誓制度について、これまでの性的マイノリティのカップルに加え、事実婚関係にあるカップルも利用できるよう制度の対象者を拡大します。

１　目　的　　さまざまな事情により、法律上の婚姻関係を選ばない人にも配慮し、一人一人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指す。

２　内　容　　対象者の拡大

（現在）　双方または一方が性的マイノリティである者

（変更後）性的マイノリティに加え、事実婚を含む全てのパートナー

３　運用開始日　令和８年 11 月１日

※パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓をした人に対し、パートナーシップ宣誓書受領証およびパートナーシップ宣誓書受領証カードを交付する制度で、宣誓した人がこれらを提示することで、これまでに受けられなかった行政サービス（市営住宅などへの入居申込、税務証明の代理申請の簡略化など）や社会的な配慮を受けやすくすることにより、日常生活で感じている悩みや生きづらさの軽減を図ろうとするものです。

一関市では令和４年 12 月 23 日から実施しています。

問い合わせ先
〒021-8501　岩手県一関市竹山町７番２号
まちづくり推進部いきがいづくり課長　小野寺
電話:(0191)21－8852（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
FAX：(0191)23－4850
メールアドレス：ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp